

# 田端西地区まちづくり対策特別委員会会議録

令和4年3月4日

寒川町議会



出席委員 関口委員長、柳田副委員長  
茂内委員、青木委員、佐藤（正）委員、柳下委員、杉崎委員、吉田委員、太田委員  
佐藤（一）議長

説明者 廣田拠点づくり部長、飯尾田端拠点づくり課長、野地主査、大野主査

案 件

1. 田端西地区まちづくりの取り組み状況について  
(拠点づくり部田端拠点づくり課)
2. その他

午後1時15分 開会

【関口委員長】 皆さん、こんにちは。常任委員会が終わって特別委員会が午前中終わりました、最後の特別委員会になりますけれども、どうぞご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

ただいまより田端西地区まちづくり対策特別委員会を開会いたします。

本日の案件は次第のとおり、その他を含め2件となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、順次進めてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。執行部入室まで暫時休憩いたします。

---

【関口委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

案件1、田端西地区まちづくりの取り組み状況について、報告をお願ひしたいと思います。

廣田拠点づくり部長。

【廣田拠点づくり部長】 こんにちは。よろしくお願ひいたします。

拠点づくり部田端拠点づくり課の田端西地区まちづくり取組状況ということで、昨年11月17日に本体工事に着手いたしました。12月に引き続きまして、主にその工事の執行状況ということで、ご説明させていただきます。説明に当たりましては、飯尾課長より行います。よろしくお願ひいたします。

【関口委員長】 飯尾課長。

【飯尾田端拠点づくり課長】 それでは、前回開催いたしました本特別委員会以降の取組状況についてご報告させていただきます。資料につきましては、タブレット資料に基づき説明させていただきます。

まず、10分の1ページ、田端西地区まちづくり取組状況をご覧ください。田端西地区の土地区画整理事業なんです、昨年10月に仮換地指定がされまして、以後、住居として土地利用されている方の移転協議と、住居の方の移転先の住居の街区の工事を今進めているため、今回については事務的な経過報告はございません。よって、経過報告以外の取組状況として2点です。

1の町道田端35号線の交差点改良について。これは田端西地区の土地区画整理事業に関連して町が実施するものです。そして、2の工事施工状況について、以上の2点の報告をさせていただきます。

タブレット資料10分の2ページをご覧ください。1の町道田端35号線の交差点改良についてです。

まず、この交差点の場所なんですけれども、案内図のとおり、県道46号相模原茅ヶ崎線と町道田端35

号線が交わる箇所の交差点になります。現在、土地区画整理組合の事務所があるところの信号機のある交差点になります。

タブレット資料10分の3ページをご覧ください。説明図の図1なんですけれども、現在の交差点の状況をお示ししてございます。南北方向、図面でいうと上下方向に県道が走っており、東西方向、図面でいうと左右方向に町道田端35号線が県道を横切っているという状況になります。町道の部分をグレーで着色していますが、これを見ると、現在、ほぼ真っすぐに行き来できる状態となっております。

また、図の中にA、Bというのがありますけれども、これは下に載せている現地の写真の位置を示してございます。写真Aをご覧になっていただくと、町道田端35号線なんですけれども、現在、交差点から約30メートルのところ、道路の側溝がちょっと曲がって、道路幅が狭くなって、県道にぶつかっているということが確認できると思います。

次に、タブレット資料の10分の4ページをご覧ください。説明図の図2なんですけれども、土地区画整理事業の工事が進んでいくと、区画整理事業区域外は既存のままの状態であると、このようになってしまうというのを示してございます。区画整理事業の内側の道路は、歩道とか左折レーン、右折、直進レーン、また、反対車線のレーン整備されることから、道路幅が広くなるということを示してございます。そして、区画整理区域外の外側の町道は、現在のままとすると、町道を直進する車、東西方向に行き来するときに、交差点の中でちょっとハンドルを切って進むことになってしまうことから、警察から、通行上、危険であるため、改善するようにとの指導がございました。

そこで、図3をご覧ください。図2の状況を改善するために、青色の部分である町道田端35号線の南側を幅約1.8メートル、延長でいうと約25メートル程度を用地買収することで、町道を直進する車両がほとんどハンドルを切らずに通行できるため、危険度を低減することができるという形になります。

また、タブレット資料10分の3ページに戻っていただいて、図1の写真Aをご覧ください。この用地買収をすることで、先ほど説明した道路側溝が曲がっている、道路幅が狭くなっている部分が拡幅されるという形で、真っすぐに県道にぶつかっていくという形になります。

次に、タブレット資料10分の5ページをご覧ください。図4なんですけれども、町道田端35号線の用地買収を行うことで、町道を直進する車両が交差点内でハンドルを切らずに通行できることが図面の水色と紫色での車両の軌跡、車の形の後を示しているんですけれども、これで確認できると思います。区画整理区域内の内側は、北側から歩道とか左折レーン、右折、直進レーン、反対車線のレーンが計画されることから、区画整理区域外の町道の南側を拡幅することで東西方向のスムーズな通行が可能となり、また、町道田端35号線の道路幅が狭くなっている部分が解消されるという形になります。

なお、用地買収については、現在、関係権利者との協議を進めてございまして、今、測量作業と不動産鑑定を行っているところです。

以上、町道田端35号線交差点改良についての報告となります。

次に、2の工事の施工状況についてです。タブレット資料、10分の6ページをご覧ください。前回12月の特別委員会で、今年度の工事箇所についてお示した図面になるんですけれども、約3か月を経過した2月28日、今週頭の現在の現地写真を撮ってまいりましたので、載せてございます。アルファベットのAからHの場所の写真をタブレット資料の10分の7ページから10分の10ページまで載せてございま

す。

まず、タブレット資料の10分の7ページをご覧ください。位置のAなんですけれども、住宅街区となる西側の道路の状況です。道路の両端に設置される雨水の側溝の製品は設置しているという写真になります。位置Bなんですけれども、これは調整池となるところで出た土を住宅街区の宅地地盤に運搬するための仮設エリアの部分になってございます。鉄板を敷いているところで、車両が通行して土を運んでいるという形になります。

タブレット資料、10分の8ページをご覧ください。位置Cなんですけれども、調整池となるところの一部の掘削が終わりまして、ここで出た土を住宅街区に活用しているという形になります。

なお、来年度には土の崩れ防止をして、掘削をして、調整池、これは地下式の貯留施設になるんですけれども、その工事を行っていくこととなります。この部分は、最終的には表面については公園となっていく予定です。写真Dなんですけれども、掘削してある部分に立ち入らないようなバリケードを設置しているという形になります。

次に、タブレット資料、10分の9ページをご覧ください。位置EとFは、組合が企業庁に依頼して施工した水道管の埋設工事の写真になります。舗装が濃くなっている部分のところに、水道管がもう既に埋設されているという形で、ある程度の時間を置いてから復旧の舗装を行っていくという形になります。

次に、タブレット資料、10分の10ページをご覧ください。区画整理区域境の北側の町道から見た写真になります。位置Gなんですけれども、住宅街区の東側になる道路になります。ここはもともと農地でしたけれども、道路に埋設されるライフライン、下水道とか水道、都市ガスの工事が済んで、今、道路の路床と、道路の両側に道路側溝が据えてあるのが確認できると思います。

位置Hなんですけれども、位置Aを反対側から見た写真になります。こちらも位置Gと同様に、道路に埋設されるライフラインの工事が済んで、道路の両端に設置する側溝の工事を行っているのが確認できます。以上、現時点での工事の施工状況の報告なんですけれども、今後の流れについても少し触れさせていただきます。

写真の位置AとGとHに写っている北側の住宅街区の道路工事は、宅地の工事が終了しますと、予定では6月頃に住宅街区の仮換地の使用収益、要は土地が使える状態になりますので、早ければその時期に建築物の建築が始まっていくという形になると思います。

また、住宅街区と県道との間の部分なんですけれども、従前地とほぼ同じで、同じ位置に区画整理上の換地をしているため、基本的には現在と変わらない状況となります。

また、年度明けには写真位置Cの調整池、先ほど、地下式の雨水の貯留施設というのは申し上げましたけれども、その工事に着手しまして、雨水を貯留する、ため込む施設を埋設する工事に入っていく。その後、順次工事エリアは南側に移っていきまして、圏央道の東側のエリアの工事が終了していくと、今度、藤沢大磯線の南側と茅ヶ崎市の行政界の間の部分、その後、圏央道の西側の部分に工事を進めていく。全ての工事が終わっていくと、換地計画、換地処分を行い、事業期間である令和8年度内に事業終了を予定しています。

取組状況の報告は、以上になります。

**【関口委員長】** 報告が終わりました。質疑をお受けいたします。

青木委員。

【青木委員】 35号線のことでちょっとお尋ねします。今、この交通量、自分の見た限りでそんなに多くないと思うんですね。これからを見越して、この35号線の利便性を高くしていく、真直ぐにすることなので、あの土地を買ってね。そういった利便性を図るため、交通量を見越して、何のために、まず、その道路を利便性図っていくかということについて、何のためにということをもまず、どういった目的で真っすぐにするかということについて、やっぱり交通量がそんなに今、そうでもないのに、何かメリットがあるのかななんていうふうに思っちゃったんですけど、単純に。その点について、どういう見解なんでしょうか。

【関口委員長】 飯尾課長。

【飯尾田端拠点づくり課長】 今、交差点改良する、要は用地買収まですることによってのメリットということなんですけれども、あくまでこれは警察の指導の中で、区画整理側はちょっと大きな道路になってきますと。区画整理の外側をそのままにすると、先ほどちょっと申しましたけれども、東西方向を直進する車両が交差点内でどうしてもハンドルを切って進路変更というか、そういうことをして通過しなきゃいけないということで、事故を誘発する可能性があるんで、基本的にはそういうことがないような対策をなささいという形で、この部分を買収していくということになります。

以上です。

【関口委員長】 青木委員。

【青木委員】 ということは、やはり交通量どうのこうのという問題よりは、今の警察の指導によって、やはり事故が懸念されるから改良するという考えということによろしいのでしょうか。

【関口委員長】 飯尾課長。

【飯尾田端拠点づくり課長】 そのとおりになります。何しろ拡幅することで、安全を確保していくという形になります。以上です。

【関口委員長】 他にございますか。

佐藤正憲委員。

【佐藤（正）委員】 1点目は、調整池の説明があったと思うんですけども、この調整池というのは、どれくらいの機能があるものなのかということと、要はこれは今まで、基本的にはこの辺というのは多分、雨が降ったら全部浸透していたと思うんですけども、当然、建物が建ったり、アスファルトを引いたりして、その機能はかなり弱くなると思うんですけども、その調整池の機能が、時間50ミリなのかどうか、ちょっと分からないですけども、そういった程度の機能があるものなのかということと、あと、ためた後はどこに流れていくものなんですか。そういうルートとかってどういふふうになっているのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

【関口委員長】 大野主査。

【大野主査】 調整池の件なんですけれども、今おっしゃったとおり、もともとこの部分というのは調整区域で、田畑がメインだったということと、流出係数が低かった。浸透がよくされていた部分が、これで開発をされて、舗装になったり、コンクリートの建物が建ったりして、いわゆる浸透がしづらくなる部分ということで差が生じてしまいます。その差を埋めるために、今回、調整池を設置するとい

うところで、今、北側と南側で、それぞれ2基の調整池を設置することになるんですが、両方とも公園の中になります。地下式になるんですが、いわゆる流出係数分の水をそのまま放流してしまうと、今、使用している雨水排水路があふれてしまうことになるので、それを抑制する目的で製作することになります。

今、説明のあった写真のある北側の調整池なんですが、図面の10分の6を見ていただくといいと思うんですが、全体の図面がございまして、北側、ちょうど柴橋さんの北側に一之宮第二排水路というものが、今現在、使われているものがあるんですが、こちらに現状放流しております。計画後も、ここに持っていくということで、雨水排水協議は整っているところでございます。

インターの南側、県道藤沢大磯線の南側、こちらについても公園が設置されまして、同じように調整池ができるんですが、こちらについては、茅ヶ崎市の萩園排水路のほうに流すというところで、現状も流れているところに流すということで計画をしております。

以上です。

【関口委員長】 佐藤正憲委員。

【佐藤（正）委員】 分かりました。この区画整理地内については、当然、畑とか田んぼが多かったところから、工場だったり道路だったりになるので、それなりの影響はあるけれども、調整池でカバーするという事だと思わんですけれども、この全体を開発することによって貯水というか、雨水の流れというんですか、浸水を抑えるような機能として、これはほかの周りの地域とかには影響は及ばないんですか。及ばないためにこの調整池をやっているんだと思わんですけれども、それは、周りの地域に及ばないようにしているということよろしいんですかね。

【関口委員長】 飯尾課長。

【飯尾田端拠点づくり課長】 おっしゃるとおり、今、調整区域が宅地化することによって、降った雨というのは、周りに及ばないように、この区画整理区域内の中で、計算に基づいて貯留施設を設けるという形になります。

以上です。

【佐藤（正）委員】 分かりました。

【関口委員長】 他にございますか。よろしいでしょうか。

それでは、質疑を終結いたします。どうぞご苦労さまでした。

暫時休憩をいたします。

---

【関口委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、案件2のその他でありますけれども、委員の皆様、何かご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

【関口委員長】 また何かありましたら、その都度、申し出ただければ、ありがたいなと思えます。副委員長も、田端地域の人ですので、いろいろ気になっているみたいで、現場にもちょこっと行って写真を撮ったり何か、いろいろなことをやっていますので、そういった意味で、何かあり

ましたら、お答えしてまいりたいなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、こちらからもありませんので、閉じたいと思ひます。柳田副委員長から最後の閉めの言葉をお願いいたします。

【柳田副委員長】 皆様、スムーズな進行にご協力いただき、ありがとうございました。

これにて田端西地区まちづくり対策特別委員会を閉会といたします。皆様、お疲れさまでした。

【関口委員長】 どうもありがとうございました。

午後1時36分 閉会

---

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和4年6月2日

委員長 関 口 光 男